

高齢者はい、きゅう、マッサージ等 施療費助成事業のご案内

須賀川市では、70歳以上の人、または65歳以上で身体障害者手帳1級、2級をお持ちの人に、「須賀川市指定施術所利用券」を交付しております。

利用券の交付申請については、下記のとおり実施いたしますので、交付を希望される場合には、手続きされますようご案内いたします。

なお、前年度に申請をした方で、利用資格が継続している場合には、年度当初に郵送で利用券を交付しておりますので、改めての申請は不要となります。

記

1. 対象者 (1) 70歳以上の人
(2) 65歳以上で身体障害者手帳1、2級をお持ちの人
2. 持参する物 利用申請する人の健康保険証または身体障害者手帳
3. 申請場所 ①長寿福祉課 (即日交付可能)
②長沼・岩瀬・稲田・小塩江・仁井田・大東・榊衝各市民サービスセンター (郵送交付となるため即日交付不可)
4. 利用券 施療1回につき1枚の利用(1枚あたり1,000円を助成)
12枚交付(年度途中の申請は、年度内の残りの月数に相当する枚数を交付します。)
5. 問合せ先 須賀川市 長寿福祉課 電話：88-8116

※外出が困難な方は、出張専門の施術者もいますのでご利用ください。